

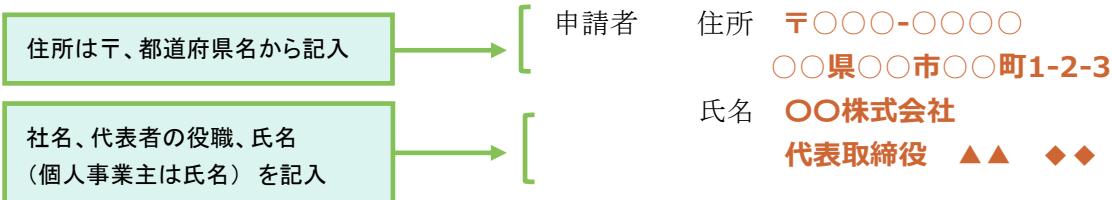
申請書（中間応答）記入例

様式の変更はできません（行数を増やすのは可）

日付は申請フォームに申請書類を提出した日

様式第1

2023年 6月27日

独立行政法人日本貿易振興機構
知的財産課 外国出願デスク

令和5年度中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金
(中小企業等外国出願中間手続支援事業) (中間応答)
間接補助金交付申請書

中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金（中小企業等外国出願中間手続支援事業）実施要領（以下「実施要領」という。）4.（2）の規定に基づき、上記間接補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金（中小企業等外国出願中間手続支援事業）交付要綱（2022年3月17日特第3号）及び実施要領の定めるところに従うことを承知の上申請します。

記

1. 申請者種別（いずれかに○）

<input checked="" type="radio"/>	①法人
	②個人事業者
	③事業協同組合等

2. 申請者の概要

資本金	従業員数	法人番号	業種
5,000万円	80人	1234567890123	製造業

※個人事業主の場合、法人番号欄の記入は不要

個人事業主は記載不要

13桁の番号。
※登記簿に記録される
12桁の会社法人等番号ではありません。

主たる業種を記入

内容を確認、必要事項を記入のうえ、チェックを入れる

【確認事項（□にチェック及び記入してください）】

- 大企業は実質的に経営に参画していない（みなし大企業に該当しない）ことに相違ない。出資者と出資比率を記載してください。（株主名簿の提出で代替することも可）

出資者の名称	法人は法人番号も記入	出資比率
特許 太郎		4 5 %
株式会社×× (法人番号○○○○○○○○○○○○○○)	↓	2 0 %
株式会社△△ (法人番号○○○○○○○○○○○○○○)]	1 0 %
特許 一郎		1 0 %
ほか 5名		1 5 %

*みなし大企業の定義は実施要領4.（6）②参照。

単独で2分の1以上、又は複数で3分の2以上の所有がわかるように記入すること。
小口の株主が複数いる場合はまとめて記入。
合計が100%となるよう記入。

- ▣確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えていない。

※実施要領4.(6)②参照。

(過去3年分の課税所得額を記載してください。)

	前年	2年前	3年前
課税所得額	5.0千万円	4.7千万円	3.5千万円

損益計算書の「税引き前当期純利益」ではなく、
法人税申告書の「所得金額又は欠損金額」を記入

※「所得金額又は欠損金額」によって、
○千万円、○百万円等、適宜単位を変えて記入してください。
※創業間もない等、課税所得を算出していない場合は
「ー」を記入してください

※上記への該当の有無の確認のため、必要がある場合には、納税証明書等の提出を求めることがあります。

3. 本交付申請に係る中小企業等外国出願支援事業の採択年度、支援機関及び事業実施後の対応

今回、中間応答する案件の支援履歴について

採択年度 令和3 年度
支援機関名 ジェトロ

申請案件が、外国出願時に助成を受けた採択年度と支援機関名を記載する。(ジェトロまたは○○県○○セイタ名を記載)

確認事項	
○	査定状況報告書を提出している
○	フォローアップ調査を提出している

- ・令和4年度のみの支援を受けた申請者は、特許庁によるフォローアップ調査対象外のため、採択年度に「令和4年度」と記載のうえ、フォローアップ調査の欄は「ー」を記入
- ・令和5年度のみに支援を受けた申請者は、採択年度に「令和5年度」と記載のうえ、確認事項の両方に「ー」を記入

4. 本交付申請に係る中小企業等外国出願支援事業の案件

今回、中間応答する案件の内容について

日本国出願番号	特願 2000-000000	出願日	2000年0月0日
PCT国際出願番号 ※PCT国際出願の場合のみ	PCT/JP2000/000000	出願日	2000年0月0日
出願人/権利者	OO株式会社		

5. 現在の外国特許庁への共同出願の有無

<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="radio"/> ○
---------------------------------------	----------------------------	------------------------------------

(有の場合)

申請国 :

共同出願人がいる場合は「有」に○を記入のうえ、
(有の場合)に内訳等を記入。(現在の持ち分を記入)
補助金額は「権利の持ち分」か「費用負担割合」のいずれか低い方にに基づいて補助いたします。

6. 外国特許庁への中間応答手続計画の内容

以下は、中国に応答手続きをする例です。

提出国	<input type="checkbox"/> 米国 <input type="checkbox"/> 欧州 <input checked="" type="checkbox"/> 中国 <input type="checkbox"/> 韓国
出願番号	2020000000000.0
拒絶理由通知書の指定期間 (延長した応答期間を除く)	応答期限 : 2023年9月15日まで ① 送達期間の15日を含む期限 : 2023年9月30日
応答手続の完了予定日	2023年8月31日までに応答完了予定 ②
拒絶理由通知に指摘されてい る事項	<input checked="" type="checkbox"/> 新規性の指摘あり <input type="checkbox"/> 進歩性の指摘あり ③
実施内容	<p>例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請者 : 交付決定後に国内代理人に応答を依頼 国内代理人 : 申請者と内容を検討し、意見書案、補正書案を作成。現地代理人に指示。 現地代理人 : 国内代理人の指示を受け、翻訳後、中 国特許庁へ提出。 ④

米国に応答する例)

- 申請者 : Final OAを受け、交付決定後、国内代理人と内容を検討し、応答依頼書を作成。
- 国内代理人 : 応答依頼書の内容に沿った審査官とのインタビュー、及びインタビュー結果に基づいた意見書、補正書の作成を現地代理人に依頼。
- 現地代理人 : 意見書、補正書を米国特許庁へ提出。

※継続審査請求（RCE）を行う可
能性がある。

①提出国の規定の応答期限を記入

②実際の応答完了予定日を記入(延長して応答可能だが、延長に係る費用は助成対象外)、応答完了後、実績報告書(最終締切:2024年1月12日)の提出までに完了するスケジュールを記入

③該当する事項にチェックを入れる

④・交付決定後の応答手続きの実施内容予定を記載する。
(国内代理人、現地代理人が行う手続予定について具体的に記載すること)
・想定される手続きについても記載し、当該費用を見積り計上しておくこと

なお、延長申請をする場合は、この欄に記入すること。

7. 間接補助金交付申請額 (経費の内訳)		(単位 : 円)
外国特許庁への手数料	0	
現地代理人費用	180,000	
国内代理人費用	150,000	
翻訳費用	32,500	
中間応答経費合計	362,500	
助成対象経費	362,500	
持分に応じた対象経費	362,500	
間接補助金交付申請額	181,000	

「間接補助金交付申請額」は(経費の内訳)表の「間接補助金交付申請額」と同額。

中間応答経費合計が60万円を超える場合、助成対象経費には補助上限額の倍の60万円を記載。(1申請者あたりの上限額が30万円のため)

「間接補助金交付申請額」は、助成対象経費の1/2を記入(千円未満切捨)

* 共同出願の場合:

助成対象経費の合計に申請者の持分比率又は費用負担率のいずれか低い率を掛けた金額が対象経費となる。

例:申請者の持分比率が70%・費用負担率が100%の場合:

(助成対象経費) 362,500円×70%=(持分に応じた対象経費)253,750円となり、
間接補助金申請額は更にその1/2の126,000円(千円未満切捨)となる。

8. 外国特許庁への中間応答を依頼する国内弁理士等(選任代理人)

※選任代理人に依頼しない場合にはその旨及び選任代理人に依頼する場合と同等の書類(間接補助金交付の必要書類)を自らの責任で補助事業者あてに提出できる旨を記入。

- ・事務所名: ○○特許事務所
- ・所在地: 〒○○○-○○○○ 東京都○○区○○・・・・
- ・代表者: ○○ ○○
- ・担当弁理士: ○○ ○○
- ・連絡先: (電話番号) 03-xxxx-xxxx
(メールアドレス) xxxx@xx.xx.jp

電話番号・メールアドレスも必ずご記入ください

(選任代理人による本事業への協力に関する承諾状況は様式第1の別紙のとおり)

内容を確認の上、すべての項目にチェックを入れる

9. 確認事項(□にチェック)

- 当補助金の事業において、中間応答手続に関する代理人契約、応答準備(補正案作成も含む)、手続などすべての作業は採択(交付決定)後に行い、事前着手を行わないことを確認した。
- 実施要領4.(22)①に定める事項(査定状況報告書の提出)について確認した。
- 4.(22)②に定める事項(当事業実施後、新たに中間応答の必要が生じたものについては、応答すること)について了承する。
- 4.(22)②に定める事項(事業完了後、やむを得ない理由で応答をせず拒絶査定に至った場合等は、様式第9をジェトロに提出する際に、合わせてその理由を報告すること)について確認した。
- 実施要領4.(12)①に定める事項(計画変更手続きを行わずに実施した、本補助金に申請・採択(交付決定)された内容と異なる中間応答手続は認められない点)について確認した。

2023年度ジェトロ外国出願デスク（中間応答）

- ▣ 実施要領4. (21) ②(間接補助事業者の名称、所在地、法人番号、採択日、交付決定日、交付決定金額、確定金額の公表)について確認した。
(※上記以外の事業計画等の申請内容については公表されることはありません。)
- ▣添付書類の「登記簿謄本等の写し」、「住民票の写し」は申請時点における最新情報であることを確認した。

交付決定通知等の重要なメールをお送りしますので、実際にジェトロと連絡ができる申請者(企業)の担当者の名前と連絡先を記入してください。

(部署名、役職名も忘れずに)

10. 申請者の担当及び連絡先

担当者（職名及び氏名）	知財課 課長 △△ ●●		
電話番号	03-●●●●●-○○○○	メールアドレス	○○_●●@△△.com